

## 岸和田市立図書館雑誌スポンサー制度実施要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、岸和田市立図書館（分館を含む。以下「図書館」という。）雑誌スポンサー制度（以下「雑誌スポンサー制度」という。）の実施に関し必要な事項を定める。

(目的)

第 2 条 雑誌スポンサー制度を活用することにより、図書館における雑誌（新聞を含む。以下同じ。）の種類及び数量を増やし、もって図書館サービスの向上を図ることを目的とする。

(定義)

第 3 条 この要綱において雑誌スポンサー制度とは、雑誌を購入し図書館へ提供する者（以下「雑誌スポンサー」という。）と図書館との間で確認する雑誌スポンサー実施確認書に基づき、図書館が提供された雑誌にカバーを付し、これに当該雑誌スポンサーの広告等を掲載した上で、当該雑誌を図書館利用者に供する制度をいう。

(雑誌の種類)

第 4 条 雑誌スポンサーは、図書館が選定又は承認した雑誌の中から提供を希望する雑誌を選択する。

(雑誌スポンサーの要件)

第 5 条 雑誌スポンサーになることができる者は、企業、商店、団体又は個人とする。ただし、岸和田市広告収入事業実施要綱第 4 条各号のいずれかに該当する者は雑誌スポンサーになることができない。

(広告掲載しない広告の基準)

第 6 条 広告掲載しない広告の基準は、岸和田市広告収入事業実施要綱第 5 条各号及び雑誌スポンサー募集要項の 7 のいずれかに該当するものとする。

(雑誌の提供及び広告掲載期間)

第 7 条 雑誌の提供及び広告を掲載する期間は、雑誌スポンサー実施確認書で確認した期間とする。

(雑誌スポンサーの募集)

第 8 条 雑誌スポンサーの募集方法は、図書館長が別に定める。

(費用負担及び雑誌の納入)

第 9 条 雑誌購入にかかる費用は送料を含み、その全額を雑誌スポンサーが負担する。

2 雑誌は、書店等から直接、図書館へ納入されるものとする。

(その他)

第 10 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は図書館長が定める。

附 則

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。